

# 容器包装リサイクル法における排出抑制に向けた取組について

資料3-7

- 小売事業者の排出抑制促進義務と定期報告制度
  - スーパーやコンビニエンスストアなどの小売業者は、容器包装リサイクル法に基づく指定容器包装利用事業者として、平成19年4月1日より、レジ袋等の容器包装の使用削減の取組を行うことが義務付けられている。
  - 一定数量以上の容器包装を利用する「容器包装多量利用事業者」は、同法に基づき、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施状況に関し、毎年度、主務大臣に報告（以下「定期報告」）しなければならない（取組が著しく不十分で改善命令に従わない場合には罰則あり。）。

## ○小売事業者による排出抑制への主な取組

### 【目標の設定】

- 目標値及び達成状況の公表。
- 前年比で削減することを設定。

### 【消費者による抑制の促進】

- 商品販売時にレジ袋の要否の確認を行う。
- 舗内包装やポスターによるレジ袋削減活動への協力依頼。

### 【自らの過剰な使用の抑制】

- プラスチック製レジ袋の薄肉化
- ばら売り、量り売りの実施

### 【その他】

- 従業員の生活においてもレジ袋に対する意識を醸成
- 声掛けの事例集、ロールプレイなどの社員教育・訓練を実施。

# 化粧品におけるマイクロプラスチックビーズの使用について

- 洗顔剤等の一部の洗い流しのスクラブ製品において、角質の除去や洗浄を目的としてマイクロプラスチックビーズ（※）を使用。

※ マイクロプラスチック（5mm以下のプラスチック）のうち、ビーズ状のもの。

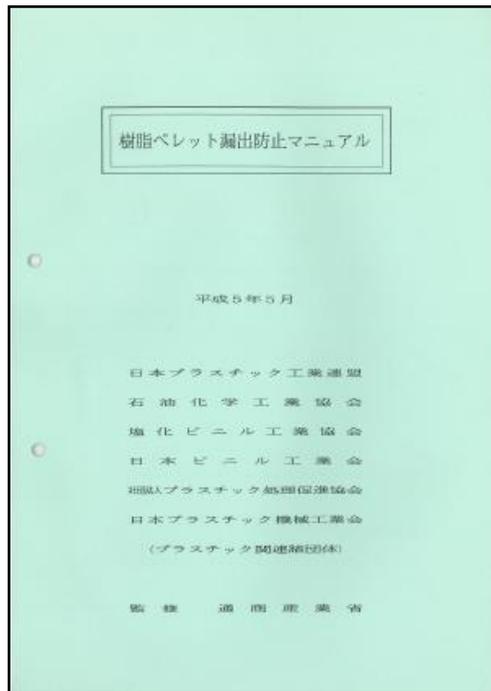
- G7エルマウ・サミットでの首脳宣言などを踏まえ、2016年3月、日本化粧品工業連合会では、洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用中止に向けた速やかな対応を会員企業に呼びかけ。
- 現時点において、主要メーカーのほとんどが洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用を中止。

<化粧品メーカーの対応例> （出所：各社HPから経済産業省が抜粋加工）

- ・天然由来成分を使用していないごく一部の洗い流す化粧品等について、2016年末までにマイクロプラスチックビーズから代替素材に切り替え。
- ・2014年度に開発の新しい洗浄料からマイクロプラスチックビーズの配合を中止。既存の洗浄料も2017年12月までにすべての出荷を終了。
- ・日本で販売している洗い流し化粧品にマイクロプラスチックビーズの配合を廃止。海外で販売している製品も2018年末までに代替する方針。

# 樹脂ペレット漏出防止の取組

- 日本プラスチック工業連盟においては、樹脂ペレット漏出防止活動として、1992年より「樹脂ペレット漏出防止マニュアル」を策定し、漏洩防止の取組を会員各社に呼びかけるとともに、フォローアップ調査を実施。
- 「海洋ごみ問題解決のための世界プラスチック業界団体による宣言」に署名(2011年)
- 2017年には、取組の対象をプラスチック製品まで広げ、化学メーカーや関係団体に対して「プラスチック海洋ごみ問題解決に向けた宣言活動」への署名を呼びかけ。(2018年8月現在で37事業者・団体)



<1993年作成>

日本プラスチック  
工業連盟提供



<2002年作成>

日本プラスチック  
工業連盟提供

# 海洋プラスチック問題対応協議会の設立

- 日本化学工業協会、日本プラスチック工業連盟、プラスチック循環利用協会、石油化学工業協会、塩ビ工業・環境協会の5団体は、海洋プラスチック問題に共同して対応すべく、本年9月7日に「海洋プラスチック問題対応協議会」を設立。
- 関係行政当局とも連携して、アジア新興国各国での廃棄物管理社会制度インフラ整備等に対して、働きかけを行う等、対応を協議・実施。

(設立趣意書より(2018年3月))

## <会員>

日本化学工業協会の理事会社を中心とした22社を発起人として、参加企業・団体をプラスチックユーザーを含めて拡大中。

## <2018年度事業計画(案)>

1. 情報の整理と発信
2. 国内動向への対応
3. アジアへの働きかけ

アジア新興国におけるプラスチック廃棄物の管理向上の支援

4. 科学的知見の蓄積